

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県世羅郡世羅町

2 構造改革特別区域の名称

備後国大田庄 果実酒・どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

広島県世羅郡世羅町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

本町は、広島県の中東部に位置し東は府中市、南は尾道市、三原市、西は東広島市、北は三次市とそれぞれ接している。これらの、中都市と 20～30km 圏内であり、広島空港も 36km と比較的近い位置にある。地形は、「世羅台地」と呼ばれる標高 300～450m の台地の中央部を占めており、瀬戸内海へ流れる芦田川水系と、日本海へ流れる江の川水系の分水嶺となっている。

(2) 気候

本町の気候は、年平均気温 13℃、年間降水量 1,300mm で、広島市より年平均気温が 3～4℃低く、年間降水量が 200mm 程度少ない。

(3) 人口

平成 17 年の国勢調査によると、本町の人口は 18,866 人、世帯数は 6,588 世帯、1 世帯あたりの人口は平均 2.86 人である。また、平成 21 年 3 月末の人口（住民基本台帳）は、18,494 人、世帯数は 6,718 世帯（平均 2.75 人）である。

人口推移をみると、昭和 40 年の 27,028 人から一貫して減少し続けている。年齢構成では、昭和 55 年の年少人口は 18.9%、生産年齢人口は 63.3%、老年人口は 17.8%であったが、平成 17 年の年少人口は 11.9%、生産年齢人口は 53.2%、老年人口は 34.9%と、特に年少人口の減少は少子化傾向を顕著に示している。

(4) 産業

平成 17 年の国勢調査の産業別就業人口は、第 1 次産業 2,318 人（24.3%）、第 2 次産業 2,442 人（25.7%）、第 3 次産業 4,755 人（50.0%）で、第 1 次産業人口はこの 5 年間で 22.1%減少している。

農家状況は、2005 年（平成 17 年）農林業センサスで、総農家数 2,826 戸のうち、自給的農家 546 戸、専業農家 518 戸、第 1 種兼業農家 237 戸、第 2 種兼業農家 1,525 戸と 62.3%が兼業農家であり、総農家数はこの 5 年間で 13.4%減少している。

(5) 地域づくり

本町は、住民参加（参画）による住民と行政が連携・協働してそれぞれの地域づくり・まちづくりを行うとともに、地域の個性や特性を生かし、官と民の機能分担と連携の中で、個性あるまちづくりをめざしている。

また、本町の特性を活かし、品格ある農村社会の形成に向けて全町農村公園化構想を打ち立てるべく現在検討を進めているところである。その構想実現のキーワードに「産業振興」と「子育て・定住」を掲げ取組みを強化することとしている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本町は、多くの観光農園や果樹園等を有し、県内外から多くの観光客が訪れており、平成 21 年度の入込み観光客数は 160 万人を超えるに至っている。

しかしながら、1 人当たりの観光消費額は約 1,000 円と県内平均を大きく下回っている。

今後は、本町の農作物や果実を活かしたもてなしの仕組みを開発することで、観光客の消費額を増やし、町内の経済を活性化させる必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

観光ニーズの多様化やインターネットなどによる情報化の進展により、観光産業を取り巻く状況は大きく変化している。

広島県も、多様な観光資源を結びつけた広域的な周遊ルートの形成と参加・体験・学習型など観光メニューの提供と受入態勢の強化により、周遊・滞在型観光の定着を促進し、「観光交流県広島」の形成をめざしている。さらに、平成 22 年度から「瀬戸内・海の道構想」による新たな観光振興に向けた挑戦がされている。

本町では、従来から果樹と花を中心とした観光農園による広域的な観光を推進しており、「せら夢高原」として春から秋にかけて入込み客は定着してきている。また、統一した案内看板の設置や「6 次産業ネットワーク」の活動も、地域の観光振興に大きな役割を果たしている。

今後、農業者や商工会・観光協会・行政が相互連携を行い、観光・レクリエーション振興を図る必要がある。

さらに、全町農村公園化構想の一環として、世羅高原全体の観光 PR を展開することが求められており、特産品・加工品の開発で地産地消の推進や観光農業の振興を図り地域の活性化につなげる必要がある。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 世羅のお米やぶどう等でつくられたどぶろくや果実酒、リキュールと、多彩などぶろく料理でもてなす農家民宿等により、滞在型観光の市民農園等で客と地域の人との深い付き合いの発展につなげる仕事起しの企業支援を行い、特産品・加工品の開発で地産地消の推進や観光農業の振興を図り地域の活性化につなげる。
- ② 米どころ世羅の知名度を上げ花観光と共に、多様な果樹産出を促進し、フルーツ王国せらの確立を図り、ぶどうの栽培をさらに促進し、特産品としてのブドウの振興を図るとともに果実酒・どぶろく特区で交流人口の増加を期待し地域の活性化につなげる。
- ③ 濁酒・発酵食品により新たなコミュニティービジネスを創出することで、地域の活性化を促進し、新たな担い手の定着をめざす。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

地域や小規模農家が、どぶろくや果実酒、リキュールの製造や特産品の開発を行い、多彩なおもてなし料理で農家民泊・市民農園等様々な事業を行うことで、交流人口の拡大を図り、さらには、滞在型の市民農園・貸し農園等で、仕事を起し、都会の人達と農業を通して地域の活性化を図ることで経済的な波及効果が期待される。

(1) 「農家民泊・農家レストラン等での製造件数」

	現在	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 26 年度
濁酒	0 件	1 戸	2 戸	4 戸
果実酒	0 件	1 戸	2 戸	4 戸
リキュール	0 件	1 戸	2 戸	4 戸

(2) 「新たな農産加工品の製造」

平成 22 年度	平成 24 年度	平成 26 年度
1 品目	2 品目	3 品目

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 多彩なイベントとの連携

観光農園を中心に花観光・果物狩など多彩なイベント・年間二回の全日本モトクロス大会・中国大会・中国実業団駅伝競走大会などのスポーツイベント等で、新たな濁酒と多彩な発酵食品を広く周知し、交流人口の増加をめざす。

② 濁酒等を使った地域の特産品加工の開発

観光客をもてなすための魅力ある地域の特産品開発の支援を行う。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制と特例措置の内容

(別紙)

1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストランなど）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料として特定酒類（果実酒又はその他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

広島県世羅郡世羅町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒又は濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒又は濁酒を製造する。

5. 当該規制の特別措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストランなどを営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域に新しい特産品を生み、地産地消やブランド化により消費を拡大させるほか、農業体験などのツーリズムと特定酒類等を組み合わせることにより、都市と農村の交流を活発にし、交流人口を拡大させるものである。

また、農業や観光との一体的な事業展開により、相乗効果が生まれ、農業経営や観光経営が安定し、農家や観光事業者などの意識改革が進み、地域の活性化にもつながる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

本町では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1. 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（梨、葡萄、りんご、イチゴ、すもも、ブルーベリー）を原料とした果実酒又は地域の特産物（梨、葡萄、りんご、イチゴ、すもも、ブルーベリー）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

広島県世羅郡世羅町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

5. 当該規制の特別措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物である梨、葡萄、りんご、イチゴ、すもも、ブルーベリーを原料とした果実酒又は梨、葡萄、りんご、イチゴ、すもも、ブルーベリーを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域の特産物を新たな地域ブランドとして活用することができ、農業の振興につながるものである。

また、特産酒類の製造や活用などの新たな産業の創出といった起業精神が醸成され、雇用の確保にも寄与することが出来る。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳事務が発生し、税務当局の検査、調査の対象とされる。

本町では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。